

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月21日

【事業年度】 第72期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

【会社名】 株式会社C A P I T A

【英訳名】 CAPITA Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井沢 宅蔵

【本店の所在の場所】 東京都豊島区巣鴨一丁目11番1号 巣鴨ダイヤビル3階

【電話番号】 03(5977)1561(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部マネージャー 新島 裕一

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区巣鴨一丁目11番1号 巣鴨ダイヤビル3階

【電話番号】 03(5977)1561(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部マネージャー 新島 裕一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2021年6月28日に提出いたしました第72期（自2020年4月1日至2021年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に不備がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

4 コーポレート・ガバナンスの状況等

（4）役員の報酬等

役員の報酬等の額又はその額の算定方法の決定に関する方針に係る事項

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示をしております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（4）【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

（訂正前）

当社の役員報酬等は、基本報酬のみで構成されており、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。取締役の報酬は株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役の協議により決定しており、監査役の報酬等は株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

（訂正後）

当社は、個別の役員報酬についての算定方法については定めておりませんが、株主総会で決議された報酬限度の範囲内で、各役員の職務の内容や成果等および常勤・非常勤等を総合的に勘案し、報酬額を決定しております。

役員の報酬等の額は2006年6月29日開催の第57回定時株主総会において、取締役は月額15,000千円以内、監査役は月額4,000千円以内と決議いただいております。

当事業年度における各取締役の報酬等の額については、2020年6月25日開催の取締役会で月額報酬について協議のうえ、議長の代表取締役菊池新治に一任することが諮られ承認可決されております。

取締役会が代表取締役へ個別の報酬額を一任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当業務について評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

また各監査役の報酬については監査役の協議において決定しております。